

新図書館西敷地利活用事業基本協定締結に係る妥当性検討委員会設置要綱を次のように定める。

平成30年 2 月 5 日

高知市長 岡 崎 誠 也

新図書館西敷地利活用事業基本協定締結に係る妥当性検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 新図書館西敷地利活用事業基本協定の締結に当たり、優先交渉権者の提案事業に係る事業計画及び事業運営等について検討するため、新図書館西敷地利活用事業基本協定締結に係る妥当性検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) 優先交渉権者の提案事業に係る事業計画及び事業運営等の妥当性に関する事項
- (2) その他委員会の設置目的を達成するために必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は総務部副部長の職にある者をもって充て、委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第 4 条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(資料提供その他の協力等)

第 5 条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、商工観光部商工振興課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年 2 月 5 日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

- 2 この要綱の施行の日以後最初に開催される委員会の会議は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

(この要綱の失効)

- 3 この要綱は、新図書館西敷地利活用事業基本協定の締結の日限り、その効力を失う。

別表

政策担当理事 法務担当理事 財務部副部長 政策企画課長 資産税課長 商工振興課長 都市計画課長